

平成20年度第22回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成21年2月18日（水）午前10時00分～午後0時25分

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長 曾我紀厚

委員 高橋敬一

委員 佐蔵絢子

【事務局職員】

事務局長 浅井 涉 次長 中尾康師

任用課長 西尾孝之 給与課長 岡田良彦

課長補佐 荒田すみ子

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 人事委員会規則および通知の一部改正について

議案第2号 平成20年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度（警察事務・追加募集））の第1次試験合格者の決定について

議案第3号 平成21年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（1回目））の実施について

議案第4号 鳥取県警察職員採用試験の事務を行う権限の委任に関する協定について

議案第5号 平成20年（措）第2～1，156号事案の職権補正について

報告第1号 平成20年鳥取県職員採用試験（資格免許職（4回目）【保健師】）の受験申込状況について

報告第2号 職員からの苦情・相談の概要及び処理状況について

協議等事項

(1) 平成20年（措）第2～1，156号事案に係る判定について

(2) 2月定例会に付議する予定の条例案の概要について

(3) 平成21年度に向けた主な組織案の概要について

(4) 県民から寄せられた意見（県民の声）について

(5) 職員採用試験の前倒し実施について

(6) 平成20年（不）第1号事案の第1回口頭審理について

5 会議の公開・非公開

議案第2号、議案第5号、報告第2号及び協議等事項を非公開とした。

6 議 事

(1) 議案第1号

人事委員会規則および通知の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

① 規則及び通知の名称

【規則：制定】

- ・職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

【通知：改正】

- ・職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
- ・県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について

② 概要

ア 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

(施行日：平成21年4月1日)

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部が改正され、職員の勤務時間が短縮されることに伴い、関係する人事委員会規則について所要の改正を行う。

<改正する規則>

- (ア) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- (イ) 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- (ウ) 職員の給与の支給に関する規則
- (エ) 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則
- (オ) 管理職手当に関する規則
- (カ) 宿日直手当に関する規則
- (キ) 義務教育等教員特別手当に関する規則
- (ク) 職員の育児休業等に関する規則
- (ケ) 任期付研究員の採用等に関する条例施行規則

イ 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について

ウ 県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について

(施行日：平成21年4月1日)

職員の勤務時間の短縮に伴う改正のほか、その他所要の改正等を行う。

規則・通知改正案（勤務時間関係）

1 年次有給休暇

年次有給休暇の取得単位及び年次有給休暇を時間単位で取得した場合の日単位への換算方法については変更しない。

① 取得単位

1日又は1時間

(但し育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員等にあつては1時間)

(勤務時間規則第 14 条第 1 項及び第 2 項、県費負担教職員勤務時間規則第 13 条第 1 項及び第 2 項)

② 時間単位で取得した年次有給休暇の日単位への換算

「1 日当たりの平均勤務時間数」をもって 1 日に換算する。

(勤務時間規則第 14 条第 3 項、県費負担教職員勤務時間規則第 13 条第 3 項、勤務時間規則運用通知第 7 第 2 項、県費負担教職員勤務時間規則第 6 第 2 項)

$$\text{※「1 日当たりの平均勤務時間数」} = \frac{\text{1 週間当たりの勤務時間数}}{\text{1 週間当たりの勤務日}} \quad (\text{現行；端数切上げ})$$

(例 1) 通常勤務の場合

	現行	勤務時間短縮後
勤務形態	8 時間 × 5 日 (週 40 時間)	7 時間 45 分 × 5 日 (週 38 時間 45 分)
1 日当たりの平均勤務時間数	40 時間 / 5 日 = 8 時間	38 時間 45 分 / 5 日 = 7 時間 45 分 → 切上げにより 8 時間
時間単位で取得した年次有給休暇の日単位への換算	1 時間 × 8 回で 1 日に換算	1 時間 × 8 回で 1 日に換算

(例 2) 短時間勤務の場合の一例

	現行	勤務時間短縮後
勤務形態	4 時間 × 5 日 (週 20 時間)	3 時間 55 分 × 5 日 (週 19 時間 35 分)
1 日当たりの平均勤務時間数	20 時間 / 5 日 = 4 時間	19 時間 35 分 / 5 日 = 3.91666... 時間 → 切上げにより 4 時間
時間単位で取得した年次有給休暇の日単位への換算	1 時間 × 4 回で 1 日に換算	1 時間 × 4 回で 1 日に換算

→ 勤務時間の短縮前後において、時間単位で取得した年次有給休暇の日単位への換算方法 (1 日の年次有給休暇に対して 1 時間の年次有給休暇を取得できる回数) について変更はない。

短時間勤務職員の年次有給休暇の付与日数について、計算式を維持しつつ勤務時間短縮後に付与日数が現行付与日数よりも減となることを防ぐため、計算式上の端数処理の方法を変更

(勤務時間規則第 12 条第 1 項、県費負担教職員勤務時間規則第 11 条第 1 項、勤務時間規則運用通知第 7 第 2 項、県費負担教職員勤務時間規則第 6 第 2 項)

③ 短時間勤務職員の年次有給休暇の付与日数 (通年ベース)

《現行計算式》

$$\text{付与日数} = 160 \text{ 時間} \times \frac{\text{1 週間当たりの勤務時間数}}{40} \div \frac{\text{1 週間当たりの勤務時間数}}{\text{1 週間当たりの勤務日}}$$

↑
平均勤務時間数 (端数切上)

… 計算結果に端数を生じた場合、平均勤務時間により時間に換算。

《改正後 (案)》

$$\text{付与日数} = 155 \text{ 時間} \times \frac{\text{1 週間当たりの勤務時間数}}{38.75} \div \frac{\text{1 週間当たりの勤務時間数}}{\text{1 週間当たりの勤務日}}$$

↑
平均勤務時間数 (端数切上を行わず分数のまま維持する)

↓
この部分も分数のまま維持する
… 計算結果に端数は生じず、現行の付与日数を維持できる。

【主な勤務形態における年次有給休暇の付与日数】

勤務形態		平均勤務時間数 ※規則 § 14Ⅲ、県費規則 § 13Ⅲにあつては端数切上	年次有給休暇 付与日数 ※通年ベース
通常勤務	(改正前)	(8時間×5日)	(20日)
	改正後	7時間45分×5日	20日
短時間勤務 (育児短時間)	①	(改正前)	(4時間)
		改正後	4時間
	②	(改正前)	(5時間)
		改正後	5時間
	③	(改正前)	(8時間)
		改正後	8時間
	④	(改正前)	(7時間)
		改正後	7時間

→ 勤務時間の短縮前後において、原則として、通年ベースの年次有給休暇の付与日数に変更はない。(下線部分を除く。)

④ 年の途中で短時間勤務職員として新規に採用された場合の採用年における付与日数
(勤務時間規則運用通知第7第5項、県費負担教職員勤務時間規則運用通知第6第5項)

→ ③と同様、端数処理の方法を変更することにより、付与日数が現行よりも減となることを防ぐ。

《現行》

$$\left[\text{当該勤務形態で通年勤務を仮定した場合の付与日数}(X) \times \text{平均勤務時間数(端数切上)} \times \frac{\text{採用月から12月までの月数}}{12\text{月}} \right] \div \text{平均勤務時間数(端数切上)} = \text{付与日数}$$

※付与日数は、1日未満の端数を四捨五入

(X)に端数がある場合
→ 1日未満の端数時間を除いて平均勤務時間を乗じた後に端数時間を加算
(X)に端数がない場合
→ 平均勤務時間を乗じる

《改正案》

$$\left[\text{当該勤務形態で通年勤務を仮定した場合の付与日数}(X) \times \text{平均勤務時間数(端数残す)} \times \frac{\text{採用月から12月までの月数}}{12\text{月}} \right] \div \text{平均勤務時間数(端数残す)} = \text{付与日数}$$

※付与日数は、1日未満の端数を四捨五入

勤務時間短縮後は、(X)に端数が生じない

勤務形態	(改正前)	改正後	(改正前)	改正後	(改正前)	改正後	(改正前)	改正後
採用月 から12月 までの月数	4時間 ×5日	3時間55分 ×5日	5時間 ×5日	4時間55分 ×5日	8時間 ×3日	7時間45分 ×3日	8時間×2日 4時間×1日	7時間45分×2日 3時間55分×1日
採用年における年次有給休暇の付与日数								
12月	(20日)	20日	(20日)	20日	(12日)	12日	<u>(11日)</u>	<u>12日</u>

11月	(18日)	18日	(18日)	18日	(11日)	11日	(10日)	11日
10月	(17日)	17日	(17日)	17日	(10日)	10日	(10日)	10日
9月	(15日)	15日	(15日)	15日	(9日)	9日	(9日)	9日
8月	(13日)	13日	(13日)	13日	(8日)	8日	(8日)	8日
7月	(12日)	12日	(12日)	12日	(7日)	7日	(7日)	7日
6月	(10日)	10日	(10日)	10日	(6日)	6日	(6日)	6日
5月	(8日)	8日	(8日)	8日	(5日)	5日	(5日)	5日
4月	(7日)	7日	(7日)	7日	(4日)	4日	(4日)	4日
3月	(5日)	5日	(5日)	5日	(3日)	3日	(3日)	3日
2月	(3日)	3日	(3日)	3日	(2日)	2日	(2日)	2日
1月	(2日)	2日	(2日)	2日	(1日)	1日	(1日)	1日

→ 勤務時間の短縮前後において、原則として、年の途中で短時間勤務職員として新規に採用された場合の年次有給休暇の付与日数に変更はない。(下線部分を除く。)

- ⑤ 年の途中で勤務形態が変更になる場合の当該年における付与日数
(勤務時間規則第12条の2、県費負担教職員勤務時間規則第11条の2)

$$\text{変更の日における付与日数} = A + (B - C) \quad * (B - C) < 0 \text{ の場合は、} 0$$

A = 変更の日の前日における残日数

B = 変更の日の月に新規採用を仮定した変更後の勤務形態による付与日数

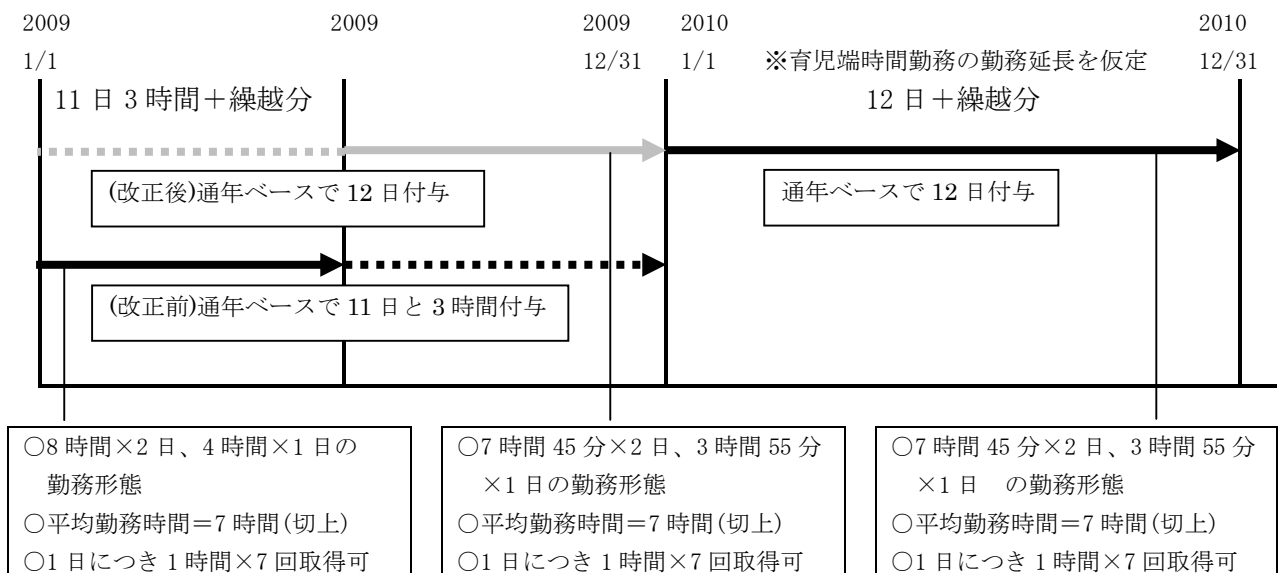
C = 変更の日の月に新規採用を仮定した変更前の勤務形態による付与日数

→ 上記④のとおり、B及びCについては、勤務時間短縮後においても現行と同様の付与日数が得られる。Aの日数にも変更はないため、年の途中で勤務形態が変更になる場合においても、現行と同様の付与日数が得られる。

- 年次有給休暇の付与日数は勤務時間短縮前後で原則として変更はなく、4月1日において、3月31日の残日数をそのまま引き継ぐ。
- 短時間勤務職員で、通年勤務を仮定した場合に、改正前後で年次有給休暇の付与日数が増となる場合には、4月1日において付与日数を調整する。

(勤務時間規則運用通知改正通知本文なお書き、県費負担教職員勤務時間規則運用通知改正通知本文なお書き)

(例) 現行8時間×2日、4時間×1日のパターンの育児短時間勤務職員の場合



- 取得単位・・・1時間
 - 1日の年休に対し取得できる1時間の年休・・・7回分
 - 通年ベースの付与日数・・・【改正前】11日と3時間 【改正後】12日
- } ☆変更なし
★変更あり

上図の場合のように、改正前後において通年勤務を仮定した場合に付与日数に差が生じる職員については、当該付与日数の差に12分の9（4月～12月）を乗じて得られた時間数を調整日数として3月31日の残日数に加える。

$(4/1 \text{ における付与日数}) = (3/31 \text{ における残日数}) + (\text{調整日数})$
 ※調整日数＝
 $\{(\text{時短後に通年勤務を仮定した場合得られる年休}) - (\text{時短前に通年勤務を仮定した場合に得られる年休})\} \times 9 \div 12$
 ※平均勤務時間で1日に換算する。
 ※1/1以前からの在職を仮定し、1/1から4/1までに勤務形態の変更がない場合とする。

→ 【例の場合】 ※調整日数＝(12日－11日と3時間)×9÷12＝4×9÷12＝3時間
 4/1における付与日数＝3/31における残日数＋3時間

2 勤務時間の割振り

1回の勤務に割り振られる勤務時間の上限を16時間から15時間30分に改正

特別の形態により勤務する必要のある職員の1回の勤務に割り振られる勤務時間の上限を改正
 （勤務時間規則第2条第1項及び第2項、県費負担勤務時間規則第2条第1項及び第2項、育児休業規則第12条2項）

裁量により勤務する1号任期付研究員の勤務時間が割り振られ、勤務したとみなされる人事委員会規則で定める時間帯を改正

午前8時30分から午後5時15分までの時間帯に改正
 （任期付研究員の採用等に関する条例施行規則第11条第1項）

規則改正案（給与関係）

1 時間外勤務手当の計算等

(1) 時間外勤務手当

週休日の振替等を行った場合、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した場合として時間外勤務手当が支給される時間にかかる規定を改正

週休日の振替等を行った場合、25/100の区分で時間外勤務手当を支給される時間について、短縮後の勤務時間を反映したものに改正する。

（給与支給規則第19条の3第1項）

《人事委員会規則で規定している25/100の区分で時間外勤務手当が支給される時間》

- ① 週休日の振替等により勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間のうち7時間45分を超える時間
- ② 週休日の振替等により勤務時間が割り振られた後の1週間の正規の勤務時間のうち当初に割り振られていた1週間の正規の勤務時間（当該勤務時間が38時間45分に満たない場合は38時間45分）

分、…) を超える時間

- ③ 週休日の振替等により勤務時間が割り振られた後の割振り単位期間における正規の勤務時間のうち当初に割り振られていた正規の勤務時間（当該勤務時間が 38 時間 45 分 に当該割振り単位期間内の週の数を乗じて得た時間数に満たない場合にあっては当該乗じて得た時間数、…) を超える時間

(2) 時間単価（勤務 1 時間当たりの給与額）

勤務 1 時間当たりの給与額の算出に当たって、月額給与の時間額に加算する日額特勤額の計算にかかる規定を改正

- ① 短時間勤務職員の月額給与の時間額に日額特勤額を加算する場合は、正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間外にした勤務であり、かつ、当該勤務の時間と当該勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間のものである場合における当該手当を除く。
(給与支給規則第 23 条第 3 項)
- ② 月額給与の時間額に加算する場合、当該日によって定められた特殊勤務手当の額を 7.75 で除した額とする。
(給与支給規則第 23 条第 4 項第 2 号)

2 手当関係

条例上宿日直手当の支給要件となる「執務時間の 2 分の 1 に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるもの」について、勤務時間短縮後の半日勤務時間の割振り変更の単位（3 時間 45 分又は 4 時間）を考慮し、改正を行う

執務時間の 2 分の 1 に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものを、執務時間が午前 8 時 30 分から午後零時 15 分又は午後零時 30 分までと定められている日及びこれに相当する日とする。
(宿日直手当規則第 3 条第 2 項)

3 勤務時間の特例延長職員の給与上の処遇

勤務時間短縮後において、短時間勤務職員が勤務時間を特例的に延長された場合にあっては、当該職員の勤務時間に応じて割り落としを行う手当の額、時間単価の計算において祝日見合いとして分母から除算する時間数については人事委員会が別に定める規定を新設

- ① 管理職手当（管理職手当規則第 3 条）
② 特殊勤務手当（特殊勤務手当規則規則第 4 条第 1 項）
③ 義務教育等教員特別手当（義務教育等教員特別手当規則第 4 条）

→ 勤務時間に応じた手当の割落とし規定について、勤務時間を特例的に延長される短時間勤務職員を想定した規定とするため、以下の部分を加える。

勤務時間条例第 2 条第 5 項又は県費負担教職員勤務時間条例第 2 条第 5 項により勤務時間が定められた者にあっては、人事委員会が別に定める額とする。

- ④ 勤務 1 時間当たりの給与額の算出（給与支給規則第 23 条第 2 項）

→ 時間単価の計算において祝日見合いとして分母から除算する時間数について、勤務時間を特例的に延長される短時間勤務職員を想定した規定とするため、次号を加える。

(2) 勤務時間条例第2条第5項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第5項の規定により勤務時間が定められた者 人事委員会が別に定める時間

その他

勤務時間等の特例の扱い

過去に人事委員会が条例・規則に基づき任命権者と協議又は承認した勤務時間等の特例について、勤務時間短縮後においても、改正後の条例・規則・運用通知の定める基準に適合する限りで協議又は承認のあったものとする。

○勤務時間等の特例の根拠

- ・勤務時間条例第2条第5項、県費負担教職員勤務時間条例第2条第5項（勤務時間の延長）
- ・勤務時間条例第4条第2項但書、県費負担教職員勤務時間条例第4条第2項但書（週休日・勤務時間の割振りの特例）
- ・勤務時間条例第7条第1項、第3項（船員の勤務時間等の特例）
- ・勤務時間規則第28条、県費負担教職員勤務時間規則第26条（週休日・勤務時間の割振り、週休日の振替又は代休日の指定についての特例）

○承認例

- ・境港総合技術高等学校実習船「若鳥丸」船員
- ・水産試験場試験船「第一鳥取丸」船員
- ・警察本部通信指令課勤務員、機動捜査隊員

【質 疑】

事務局

かなり複雑であり、周知に1か月程度おきたい。

委 員

基本的には、勤務時間の短縮に合わせた改正であり、一部異なるのが端数処理の部分で、こは少し有利になるという理解でよいか。勤務時間の特例延長とはどういうものか。

事務局

勤務時間は週40時間から週38時間45分に短縮されるのだが、条例では「40時間とすることができる」とされているため、勤務時間を40時間とした場合にどうするのかということの規定しておかなければならない。実際には40時間とすることは無いと思われるが、国もまだ規定されていないということもあり、分からないまま規定することもできないため、別に人事委員会が定めるという規定にした。

委 員

年次有給休暇については時間単位で取得する方が得、今回の移行措置に伴って不利益は生じないということによいか。

事務局

不利益は生じない。一部について有利になる。

委員

一部のイレギュラーな処理を除けばいたって普通の処理だと思う。しかし、内容は複雑だ。

(2) 議案第2号

平成20年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度（警察事務・追加募集））の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

① 受験者数等

職種	採用 予定者数 (A)	申込者数 (B)	第1次試験 受験者数 (C)	第1次試験 合格者数	受験率 (C/B)	受験競争率 (C/A)
警察事務	4名程度	162(76)名	124(60)名	16名(6)名	76.5%	31.0倍

※表中の()は女性の内数

③ 試験日程

第1次試験	試験日	2月7日(土)
	試験会場	県庁講堂、県警察本部庁舎会議室
	試験種目	教養試験(多肢選択式)
	合格者発表	2月18日(水)
第2次試験	試験日	3月2日(月)(予定)
	試験会場	県警察本部庁舎会議室
	試験種目	人物試験(個別面接)、作文試験、適性検査、身体検査
	採用候補者発表	3月17日(火)(予定)

※第2次試験は、警察本部に委任して実施

【質疑】

委員

高卒程度の試験だが、大学卒業者が受験できるのか。

事務局

年齢要件を満たしていれば受験できる。警察事務には大卒程度の区分がないためである。

(3) 議案第3号

平成21年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（1回目））の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

① 試験の概要

ア 本年度の試験の特徴点

第2次試験で実施していた論文試験を第1次試験日に実施し（評価は第2次試験で行う）、第2次試験の日程を短縮する。

イ 試験区分・採用予定者数

試験区分	採用予定者数
警察官(男性)	31名程度

警察官（女性）		2名程度
警察官（男性） （武道）	柔道	1名程度
	剣道	1名程度

ウ 受験資格

（ア）年齢及び学歴要件

昭和54年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業した人又は平成22年3月31日までに卒業する見込みの人

（イ）国籍要件

日本国籍を有していること

（ウ）その他の要件

警察官（男性）〈武道〉を受験する人にあつては、次のいずれかに該当する人

- ・柔道については、財団法人講道館の柔道3段以上の段位を有すること
- ・剣道については、財団法人全日本剣道連盟の剣道3段以上の段位を有すること

エ 試験日程

受付期間		3月27日（金）～4月20日（月）（消印有効） （インターネット受付：3月27日（金）午前0時～4月20日（月）午後12時）
第1次試験	試験日	5月10日（日）
	試験会場	鳥取会場：鳥取県庁講堂 米子会場：西部総合事務所講堂
	試験種目	教養試験（多肢選択式）、論文試験
	合格者発表日	5月19日（火）（予定）
第2次試験	試験日	6月15日（月）、16日（火）（予定）
	試験会場	鳥取県警察本部庁舎会議室、鳥取県庁会議室、鳥取県警察学校
	試験種目	人物試験（集団討論及び個別面接）、適性検査、身体検査、体力検査、実技（武道受験者のみ）
	採用候補者発表日	7月3日（金）（予定）

※ 第2次試験は、警察本部に委任して実施。

（注）第1次試験で実施する論文試験の評価は第2次試験で行う。（第1次試験合格者のみ採点する。）

② 広報

平成21年2月24日付けの鳥取県公報に登載し、別途受験案内を作成する。

（4）議案第4号

鳥取県警察職員採用試験の事務を行う権限の委任に関する協定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成21年度の採用試験から警察職員についても第1次試験で論（作）文試験を実施することとなり、それにあわせて、平成11年8月11日付けで警察本部長と締結した鳥取県警察職員採用試験の事務を行う権限の委任に関する協定について、平成21年3月31日をもって終了させ、新たに協定を締結する。

① 理由

警察職員採用試験における第2次試験以降の事務については、職員の任用に関する権限の委任に関する規則及び鳥取県警察職員採用試験の事務を行う権限の委任に関する協定書により、警察本部長に委任して実施しているところである。

このたび、警察本部より、試験日程短縮のため、現在第2次試験で実施している論（作）文試験を第1次試験日に実施したい旨の要望があり、平成21年度の採用試験から論（作）文試験を

第1次試験日に実施する予定であるが、要望どおり実施する場合、現在の協定では対応できないため、新たに協定を締結する必要が生じたものである。

② 協定の主な変更内容

ア 引継の範囲

第1次試験で実施し、第2次試験で評価を行う試験種目に係る答案を引継項目に追加する。

イ 委任する試験の範囲

警察職員の採用に関する競争試験だけでなく、警察職員の採用に関する試験全般について協定書で定める。

ウ 表現の修正

最終合格者を採用候補者に改める。

③ 協定期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで（自動更新条項あり）

【質 疑】

委 員

警視庁は分かるが、兵庫県との共同試験とするのは何故か。

事務局

かつては、京都、大阪、兵庫について人材確保困難ということで共同試験をしていたが、京都と大阪は単独でやるようになった。兵庫のみ残っている。

委 員

新旧対照表でみると、旧協定では第1次試験の採点結果の写しを送付するようになっているものを、新協定では採点結果の現本を送付するようになっているようだが、これまでは写しを送付していたのか。

事務局

これまでも原本を送付しており、実態に合わせたもの。

(5) 議案第5号

平成20年（措）第2～1，156号事案の職権補正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

(6) 報告第1号

平成20年鳥取県職員採用試験（資格免許職（4回目）【保健師】）の受験申込状況について、事務局が説明した。

【説 明】

① 申込期間

1月27日（火）～2月10日（火）

② 申込状況

職種	採用予定者数 (A)	申込者数 (B)	申込競争率 (B/A)
保健師	2名程度	7（6）名	3.5倍

※表中の（ ）は女性の内数

③ 試験日程

第1次試験	試験日	3月1日(日)
	試験会場	鳥取県職員会館(県庁西町分庁舎)
	試験種目	教養試験(多肢選択式)、専門試験(多肢選択式)、論文試験、適性検査 ※論文試験、適性検査の評価等は2次試験で実施
	合格者発表	3月17日(火)(予定)
第2次試験	試験日	4月13日(月)(予定)
	試験会場	県庁会議室
	試験種目	人物試験(個別面接)
	採用候補者発表	4月21日(火)(予定)

④ 採用予定時期

平成21年5月上旬

(7) 報告第2号

職員からの苦情・相談の概要及び処理状況について、事務局が説明した。

(8) 協議等事項

① 平成20年(措)第2～1, 156号事案に係る判定について、事務局が説明した。

② 2月定例会に付議する予定の条例案の概要について、事務局が説明した。

【説明】

議会から条例意見を求められることになる。

議案第38号 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

1 改正理由

株式会社智頭急行(特定法人)への職員派遣を取りやめること及び職員を派遣することができる公益的法人の一部が合併することに伴い、所要の改正を行うもの。

※特定法人とは(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項) 地方公共団体が出資している株式会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの。

・・・現行条例では智頭急行株式会社のみを規定

2 概要

(1) 平成21年4月から智頭急行株式会社への職員派遣を取りやめることに伴い、特定法人への職員派遣に関する規定を削除する。

(2) 財団法人部落解放研究所と社団法人権文化センターが合併し、社団法人権文化センターに一本化されることに伴い、職員を派遣することができる公益的法人等から財団法人鳥取県部落解放研究所を削る。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日等

- (1) 施行期日は、平成 21 年 4 月 1 日とする。
- (2) 所要の経過措置を講ずる。

議案第 39 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1 改正理由

- (1) 平成 19 年に結核予防法が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に統合されたことにより、結核の予防等の施策に関する規定が整備され、結核についても発生の状況、動向及び原因の調査（以下「発生時調査」という。）並びに入院勧告を行うこととなった。
- (2) 結核患者等に対して行う業務のうち、発生時調査及び入院勧告の業務は特に危険性が高いため、これを防疫等業務手当の対象とするもの。

2 概要

保健所に勤務する保健師が結核患者に対する発生時調査又は入院勧告の業務に従事した場合に、1 日につき 300 円の防疫等業務手当を支給する。

3 施行期日

平成 21 年 4 月 1 日

議案第 40 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について

1 改正理由

平成 21 年 4 月 1 日から職員の勤務時間が改定されることに伴い所要の改正を行うもの。

2 概要

- (1) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
教員特殊業務手当の支給対象について定めた規定中、休日等に当たる日以外の日の要件を正規の勤務時間が 3 時間 45 分又は 4 時間（現行 4 時間）である日とする。
- (2) 職員の修学部分休業に関する条例の一部改正
修学部分休業の承認は、1 週間を通じて職員の勤務時間の 2 分の 1（現行 20 時間）を超えない範囲内の時間とし、5 分（現行 30 分）を単位として行う者とする。
- (3) 育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例により短時間勤務する職員に係る当該短時間勤務の内容は、任命権者が別に定めることとする。

3 施行期日

公布の日

- ③ 平成 21 年度に向けた主な組織案の概要について、事務局が説明した。

【説明】

平成 21 年度に向けた主な組織案の概要について

【企画部関係】

- (1) 政策企画課の中核部門の組織を整備
○企画部に「政策企画総室」を設置し、次世代改革のフォローアップや達成度の評価、知事会など全国に向けた政策提言などを行う体制を整備。
- (2) 中山間地域振興を推進する司令塔となる組織を整備
○企画部地域づくり支援局内に「中山間地域振興室」を設置して、「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例」に基づく全県の政策実施を総括。

【文化観光局関係】

(3) 日本のまつり2009鳥取の実施体制を整備

○文化観光局文化政策課内に「日本のまつり推進室」を設置し、開催年度の推進体制を整備。

【福祉保健部関係】

(4) 子どもの発達・療育を支援する体制を整備

○福祉保健部の障害福祉課から「子ども発達支援室」を独立させ、県全体の発達障害の支援政策を総括。

(5) 子育てに関する幅広い支援に機動性を持って対応するための体制を整備

○福祉保健部の子育て支援総室内を2チームに再編し、地域全体で子育てを応援する政策を推進する体制を整備。

【生活環境部関係】

(6) 暮らしの安心・安全を確保するための体制を整備

○生活環境部の「食の安全・衛生・地域安全」「消費生活」「住宅政策」の分野を総括する「暮らしの安心局」を設置し、暮らしの安心・安全を確保するための体制を整備。

(7) 鳥取砂丘を守り育てる体制を整備

○生活環境部に本庁組織の「砂丘事務所」を設置し、「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」に基づく監視指導や鳥取砂丘の保全・再生、適正な利用の促進を現地で実施する体制を整備。

【商工労働部関係】

(8) 雇用に関する緊急対策を強化する体制を整備

○商工労働部内の2総室を再編して新たに「雇用人材総室」を設置し、雇用就業の支援や人材の育成対策を協力で推進する体制を整備。

○県民に分かりやすい簡素な組織とするため総室の名称を簡素化。

【農林水産部関係】

(9) 森林と林業に関わる体制を整備

○農林水産部内の林政課・森林保全課を再編して新たに「森林・林業総室」を設置し、県産材需要拡大などの政策に一元的に取り組む体制を整備。

(10) 水産系の試験研究機関の組織を統合・簡素化

○栽培漁業センターを水産試験場に統合して、庶務部門を集中化してスリム化。

(11) 直営施設への指定管理者制度の導入

○県が直営している「鳥取二十世紀梨記念館」「境港水産物地方卸売市場」に指定管理者制度を導入して、民間の経営ノウハウを活用。

【出納局・庶務集中局関係】

(12) 会計に関わる組織の再編整備

○会計に関わる出納局と庶務集中局の組織を統合再編。

○21年度中に出納長の任期終期を迎えるため、地方自治法に基づく会計管理者制度への移行を予定。

【総合事務所関係】

(13) 地域振興業務の共同処理に向けた体制を整備

○県と市町村が双方で取り組んでいる地域振興業務について、総合事務所の県民局の職員が市町村に併任して県と市町村の双方の取り組みに関与することにより、現場において県と市町村の役割分担を整理していく取り組みを先行的に進めるため、八頭総合事務所県民局内に「地域振興室」を設置。

【教育委員会関係】

(14) スポーツ振興の体制整備

○スポーツセンターの行っていた業務を事務局で一体となって実施することにより、競技力の向上、生涯スポーツの推進等、本県におけるスポーツ振興をより一層図るため、教育委員会事務局内にスポーツ振興課を設置。

平成21年度職員定数改正案の概要について

(1) 知事部局

区分	予算定数		増減 ②-①
	20年度 ①	21年度 ②	
職員定数	3,020	2,969	▲51
各部局の内訳			
防災局	34	34	-
総務部	330	288	▲42
企画部	127	124	▲3
文化観光局	57	59	+2
福祉保健部	444	436	▲8
生活環境部	159	158	▲1
商工労働部	110	107	▲3
農林水産部	401	392	▲9
県土整備部	132	132	-
行政監察監	29	28	▲1
出納局	11	0	▲11
会計局・庶務集中局 (※)	0	48	+48
総合事務所	1,186	1,163	▲23

(※) 出納局等を改編して会計局と庶務集中局を設置。

(2) 行政委員会等、企業局

区分	予算定数		増減 ②-①
	20年度 ①	21年度 ②	
教育委員会	278	275	▲3
企業局	54	50	▲4
県議会、各種委員会	66	66	-
県議会	23	23	-
選挙管理委員会	2	2	-
監査委員会	18	18	-
人事委員会	12	12	-
労働委員会	8	8	-
漁業調整委員会	3	3	-
計	398	391	▲7

(注) 教育委員会には教育長を含む。

(1) と (2) の計	3,418	3,360	▲58
--------------	-------	-------	-----

(3) 学校職員

区分	予算定数		増減 ②-①
	20年度 ①	21年度 ②	
県立学校職員	2,156	2,124	▲32
県費負担教職員	4,247	4,172	▲75
計	6,403	6,296	▲107

(1) ～ (3) の計	9,821	9,656	▲165
--------------	-------	-------	------

(4) 警察職員・病院職員

区分	予算定数		増減 ②-①
	20年度 ①	21年度 ②	

警察職員	1, 4 1 9	1, 4 2 3	+ 4
病院職員	8 9 8	9 1 7	+ 1 9
県計	1 2, 1 3 8	1 1, 9 9 6	▲ 1 4 2

【質 疑】

委 員

会計局と庶務集中局というのは、他の部署でやっている会計業務等を集中化するというものか。

事務局

現在の出納局の名称を変更することと、総務部の中にある庶務集中局を移管するというもの。

委 員

今後は庶務集中局が出納長のラインに入るということか。

事務局

そのとおり。

委 員

会計管理者とはどのような職か。

委 員

町村の収入役が無くなったのと同じようなことではないか。

④ 県民から寄せられた意見（県民の声）について、事務局が説明した。

【説 明】

【意見者】個人（年齢・性別不明）（2月9日受付 → 2月12日県民室へ回答）

【意見】

- ・ 夫婦で公務員をしていると世帯の収入が多すぎる。生計費の二重取りという実態があるのではないか、生計費相当額を除いて支給してはどうか。
- ・ ワークシェアを行うことに異論はないが、一律削減をすると少ない給料の人は、生活していけないとのこと。（家計の収入を考えて）ワークシェアや公務員の給料を考えてほしい。

【回答】

労働基準法は、「賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう」と定めています。

職員の給料も労働の対価として個々の職員に支払うものであり、お話にありました夫婦で公務員をしている職員の何れかの給料から生計費相当額を除いて支給するというようなことは、公務・民間を問わず聞いたことはありませんし認められません。

なお、地方公務員法は、職員の給与について「民間事業従事者、国・他県職員の給与等を考慮して決定する」としており、ワークシェアリングは、本来の給与決定方法の枠外で議論されている事項であり、人事委員会はこれについてコメントすべき立場にありません。

【質 疑】

事務局

過去にも同様の意見があった。一般感情としてはこのような考えがあるようだ。

委員

給与水準が高いという話であれば分かるが、この意見は理解できない。

⑤ 職員採用試験の前倒し実施について、事務局が説明した。

⑥ 平成20年（不）第1号事案の第1回口頭審理について、事務局が説明した。

6 次回の人事委員会の開催

平成21年3月5日（木）午前10時00分から開催することとした。